

特定機関の基準適合性チェックリスト(様式第1号関係)(案)

第三者管理協議会は、政令、指針及び解釈の規定に照らして、①欄の特定機関の基準について、②欄の様式及び③欄の添付書類に基づき、④欄の方法により基準適合性について確認を行い、その結果を内閣府地方創生推進室に集約することにより、特定機関の基準に適合しているか否かの確認を行います。

外国人家事支援人材受入報告書(様式第6号)の提出があった際においても、様式第6号別紙及び③'欄の添付書類に基づき、④欄の方法により基準適合性について確認を行い、その結果を内閣府地方創生推進室に集約することにより、特定機関の基準に適合しているか否かの確認を行います。

(注) 斜字体については、確認申請時又は受入報告書提出時のいずれかにおいて確認します。

整理番号	① 基準	② 様式	③ 確認申請書の添付書類	③' 受入報告書提出時の添付書類	④ 確認方法	チェック欄		項目
						申請者	第三者管理協議会	
1-1	指針第3第1項	様式第1号3(1)①	業務方法書(事業計画書)		請負契約に基づき家事支援活動を提供する旨の規定がある。			請負契約
1-2			予定請負契約書		請負契約に基づき家事支援活動を提供する旨の規定がある。			
2-1	指針第3第1項 ただし書き	様式第1号3(1)②	業務方法書(事業計画書)		利用世帯の住居等に住み込ませない旨の規定がある。			住込み禁止
2-2			確保すべき住居に係る不動産賃貸借契約書(自社所有の場合は登記事項証明書)		様式第1号3(1)⑬において住居の確保が確認されている。			
3-1	指針第3第2項	様式第1号3(1)③	業務方法書(事業計画書)		事業実施区域以外の区域において外国人家事支援人材による家事支援活動を提供しない旨の規定がある。			事業実施区域内
3-2			様式第1号3(1)③		様式第1号3(1)③に記載された「家事支援活動を提供しようとする区域」が認定区域計画に定められた事業実施区域内にある。			
3-3				様式第6号別紙		様式第6号別紙に記載された「事業所所在地」が認定区域計画に定められた事業実施区域内にある。		
4-1	指針第3第3項	様式第1号3(1)④	予定請負契約書		家事支援活動の提供内容(特に、5号業務を含むか否か)が明確に定められ			提供内容 明確化
4-2			予定請負契約書		家事支援活動の提供内容が政令及び解釈に定める家事支援活動の範囲内で			
4-3			予定請負契約書		5号業務を含む場合は、解釈第一1.(2)②の「併せて実施される」に抵触しない。			
5	指針第3第3項後段	様式第1号3(1)⑤	予定請負契約書		利用世帯が外国人家事支援人材を指揮命令の下に労働させてはならない旨の規定がある。			指揮命令 禁止
6-1	指針第4第1項	様式第1号3(1)⑥	登記事項証明書(登記簿謄本) 様式第1号3(1)⑥		様式第1号3(1)⑥に記載された「本社又は直営事業所の所在地」すべてが登記事項証明書により確認できる。			本社等が 事業実施 区域内
6-2			登記事項証明書(登記簿謄本) 様式第1号2(2)		様式第1号2(2)の「事業所所在地」すべてが登記事項証明書により確認できる。			
6-3			様式第1号3(1)⑥		様式第1号3(1)⑥に記載された「本社又は直営事業所の所在地」すべてが認定区域計画に記載された事業実施区域内にある。			
6-4			様式第1号2(2)		様式第1号2(2)の「事業所所在地」すべてが認定区域計画に記載された事業実施区域内にある。			
7-1	指針第4第1項	様式第1号3(1)⑦	予定雇用契約書		職務内容、雇用期間、報酬額その他の労働条件に関する事項が「標準雇用契約書」の各事項と同等以上に具体的に規定されている。			雇用条件 明確化
7-2			予定雇用契約書	雇用契約書	労働日数が解釈第三1.(2)の条件に適合している。			
7-3				雇用契約書		雇用契約書の記載(予定雇用契約書に記載のなかった事項に限る。)が雇用条件を明確に定めたものになっている。		
8-1	指針第4第2項	様式第1号3(1)⑧	業務方法書(事業計画書)		渡航費用その他の費用の負担者、負担割合等を雇用契約書その他の契約書において明確に定める旨の規定がある。			渡航等費 用負担
8-2			予定雇用契約書	雇用契約書		渡航費用その他の費用の負担者、負担割合等を明確に定めている。		

特定機関の基準適合性チェックリスト(様式第1号関係)(案)

第三者管理協議会は、政令、指針及び解釈の規定に照らして、①欄の特定機関の基準について、②欄の様式及び③欄の添付書類に基づき、④欄の方法により基準適合性について確認を行い、その結果を内閣府地方創生推進室に集約することにより、特定機関の基準に適合しているか否かの確認を行います。

外国人家事支援人材受入報告書(様式第6号)の提出があった際においても、様式第6号別紙及び③'欄の添付書類に基づき、④欄の方法により基準適合性について確認を行い、その結果を内閣府地方創生推進室に集約することにより、特定機関の基準に適合しているか否かの確認を行います。

(注) 斜字体については、確認申請時又は受入報告書提出時のいずれかにおいて確認します。

整理番号	① 基準	② 様式	③ 確認申請書の添付書類	③' 受入報告書提出時の添付書類	④ 確認方法	チェック欄		項目
						申請者	第三者管理協議会	
9-1	指針第4第3項	様式第1号3(1)⑨	様式第1号3(1)⑨ 同等日本人報酬算定資料		様式第1号3(1)⑨の報酬予定額が、同等日本人報酬算定資料の日本人の報酬額と「同等額以上」である。			同等報酬
9-2				様式第6号別紙 同等日本人報酬算定資料	様式第6号別紙の「報酬予定額」欄の「基本賃金」及び「賞与及び諸手当の有無、種類及び金額」が、同等日本人報酬算定資料の日本人の報酬額と「同等額以上」である。			
9-3				様式第6号別紙 雇用契約書	様式第6号別紙の「報酬予定額」欄の「基本賃金」及び「賞与及び諸手当の有無、種類及び金額」が雇用契約書の記載に合致している。			
10-1	指針第4第4項	様式第1号3(1)⑩	業務方法書(事業計画書)		外国人家事支援人材に家事支援活動を通算3年以上行わせない旨の規定がある。			通算3年
10-2			予定雇用契約書		雇用契約期間について、本事業に基づく家事支援活動を通算3年以上行うことはできない旨の規定がある。			
10-3			雇用契約書		雇用期間(入国予定日から雇用契約の終期までの期間)が3年以内である。			
10-4			様式第6号別紙 雇用契約書		様式第6号別紙の「雇用期間」が3年以内(雇用契約書に記載された雇用契約期間の始期から入国予定日までの期間は含めない。)である。			
11	指針第4第5項	様式第1号3(1)⑪	様式第1号3(1)⑪		様式第1号3(1)⑪に「無」の宣誓があることを確認する。			保証金・違約金
12	指針第4第6項	様式第1号3(1)⑫	様式第1号3(1)⑫、別紙2		様式第1号3(1)⑫に「無」の宣誓があること、別紙2の記11及び12において「無」の宣誓があることを確認する。			他機関での保証金・違約金
13-1	指針第4第7項	様式第1号3(1)⑬	業務方法書(事業計画書)		外国人家事支援人材のための住居を確保する旨の定めがある。			住居確保
13-2			様式第1号3(1)⑬		記載された「住居を確保する主体」が特定機関である。			
13-3			様式第1号3(1)⑬		記載された「住居の所在地」が認定区域計画の事業実施区域を含む都道府県内(認定区域計画に別途定めた区域がある場合は、当該区域内)にある。			
13-4			確保すべき住居に係る不動産賃貸借契約書(自社所有の場合は登記事項証明書)		記載された「住居の所在地」が不動産賃貸契約書(自社所有の場合は登記事項証明書)の物件所在地と一致している。			
13-5			様式第1号3(1)⑬		記載された「外国人家事支援人材から徴収予定の宿舍費」の額が「宿舍費ガイドライン」に適合している。			
13-6			雇用契約書		様式第1号3(1)⑬に「外国人家事支援人材から徴収予定の宿舍費」の額の記載がある場合であって、賃金からこれを控除しようとするものであるとき又は賃金支払い後にこれを徴収しようとするものであるときは、雇用契約書に具体的な金額を明記している。			
14-1	指針第4第8項	様式第1号3(1)⑭	業務方法書(事業計画書)		外国人家事支援人材には家事支援活動(これに付随する業務を含む。)以外の業務をさせない旨の定めがある。			家事支援以外禁止
14-2			予定雇用契約書	雇用契約書	定められた職務内容が家事支援活動(これに付随する業務を含む。)以外の業務でない。			
14-3			予定請負契約書		定められたサービス提供内容が家事支援活動(これに付随する業務を含む。)以外の業務でない。			
15	指針第4第9項	様式第1号3(1)⑮ア	研修計画書(家事支援活動に関する教育訓練)		研修内容が解釈通知第三1(4)(ア)に適合している。			家事訓練
16	指針第4第9項	様式第1号3(1)⑮イ	研修計画書(在留上理解しておくべき法令)		研修内容が解釈通知第三1(4)(イ)に適合している。			入管法令

特定機関の基準適合性チェックリスト(様式第1号関係)(案)

第三者管理協議会は、政令、指針及び解釈の規定に照らして、①欄の特定機関の基準について、②欄の様式及び③欄の添付書類に基づき、④欄の方法により基準適合性について確認を行い、その結果を内閣府地方創生推進室に集約することにより、特定機関の基準に適合しているか否かの確認を行います。

外国人家事支援人材受入報告書(様式第6号)の提出があった際においても、様式第6号別紙及び③'欄の添付書類に基づき、④欄の方法により基準適合性について確認を行い、その結果を内閣府地方創生推進室に集約することにより、特定機関の基準に適合しているか否かの確認を行います。

(注) 斜字体については、確認申請時又は受入報告書提出時のいずれかにおいて確認します。

整理番号	① 基準	② 様式	③ 確認申請書の添付書類	③' 受入報告書提出時の添付書類	④ 確認方法	チェック欄		項目
						申請者	第三者管理協議会	
17	指針第4第9項	様式第1号3(1)⑮ウ	研修計画書(就業上理解しておくべき関係法令)		研修内容が解釈通知第三1(4)(ウ)に適合している。			労働法令
18	指針第4第9項	様式第1号3(1)⑮エ	研修計画書(苦情及び相談を受ける窓口)		研修内容が解釈通知第三1(4)(エ)に適合している。			窓口研修
19	指針第4第9項	様式第1号3(1)⑯	研修計画書(5号業務を行う場合の研修)		研修内容が解釈通知第三1(4)(オ)に適合している。			保育研修
20	指針第4第10項	様式第1号3(1)⑰	様式第1号3(1)⑰		「無」の宣誓がある。			非自発的離職
21-1	指針第8第1項	様式第1号3(1)⑱	業務方法書(事業計画書)		苦情・相談窓口の設置及び適切な対応体制の確保、利用世帯において受けた不当な扱い等に対応するための保護の仕組みの整備について定めがある。			相談窓口
21-2			苦情・相談窓口概要書		記載された苦情・相談窓口の相談員の人数、相談時間、母国語対応の有無が、受け入れる外国人家事支援人材の人数に照らして相談員が過少でないか、休日・夜間等の勤務時間外に行われる相談等に対応できるものであるか、母国語での相談に対応できるものであるか、企業として責任ある対応体制を整えているか等を確認する。			
21-3			保護ルール概要書		記載された内容が、家事支援活動を提供する利用世帯の変更又は家事支援活動を提供する体制の変更、再発防止のための検討体制、精神的なケア、外国人のための人権相談所の紹介などを含む実効的なルールとなっているかを確認する。			
22-1	指針第8第2項	様式第1号3(1)⑲	業務方法書		苦情・相談窓口で苦情を申し述べ、又は相談を行ったことを理由として解雇その他の不利益な取扱いをしてはならない旨を規定している。			不利益取扱禁止
22-2			就業規則		苦情・相談窓口で苦情を申し述べ、又は相談を行ったことを理由として解雇その他の不利益な取扱いをしてはならない旨を規定している。			
23	指針第9第1項	様式第1号3(1)⑳	業務方法書(事業計画書)		外国人家事支援人材がやむを得ない理由により帰国旅費を負担できないときは帰国旅費を負担する旨の定めがある。			帰国旅費負担
24	指針第9第2項	様式第1号3(1)21	協定書(金融機関発行の保証書なども可)		特定機関の倒産等のやむを得ない理由により当該特定機関が帰国旅費を負担できない場合に帰国旅費の負担をする他の機関との協定書等がある。			帰国旅費確保
25-1	指針第9第3項	様式第1号3(1)22	業務方法書(事業計画書)		前2項の場合の帰国旅費の負担を外国人家事支援人材にさせない旨の規定がある。			帰国旅費控除禁止
25-2			予定雇用契約書	雇用契約書	渡航費用のうち前2項の場合の帰国旅費については、外国人家事支援人材に負担させるものとしていない。			
26	指針第10	様式第1号3(1)23	業務方法書(事業計画書)		特定機関の基準に適合しなくなったことにつき外国人家事支援人材本人に責がなく、かつ、本人が本事業による在留を希望する場合には、新たな受け入れ先となる特定機関を確保するよう努める旨の規定がある。			再就職
27	指針第11	様式第1号3(1)24	協議会設立趣意書(案)又は既に設立された協議会への加入予定書		特定機関により構成する協議会の設立趣意書(案)や既に設立された協議会への加入予定を記載した書面により、事業者協議会の設立等に努めていることを確認する。			業界団体
28	政令第17条第2号前段	様式第1号3(2)①	過去3年分の財務諸表(B/S、P/L等)		過去3年分の売上、利益等が健全である。			経済的基礎等
29-1	政令第17条第2号後段	様式第1号3(2)②	業務指導体制図		指導員の経歴、指導員1人当たりの指導予定人数、指導員1人当たりの指導予定人数が適切である根拠が合理的に記載されている。			その他の能力(指導相談等体制)
29-2			生活指導・相談体制図		指導・相談員の経歴、指導・相談員1人当たりの指導・相談予定人数、指導・相談員1人当たりの指導・相談予定人数が適切である根拠が合理的に記載されている。			

特定機関の基準適合性チェックリスト(様式第1号関係)(案)

第三者管理協議会は、政令、指針及び解釈の規定に照らして、①欄の特定機関の基準について、②欄の様式及び③欄の添付書類に基づき、④欄の方法により基準適合性について確認を行い、その結果を内閣府地方創生推進室に集約することにより、特定機関の基準に適合しているか否かの確認を行います。

外国人家事支援人材受入報告書(様式第6号)の提出があった際においても、様式第6号別紙及び③'欄の添付書類に基づき、④欄の方法により基準適合性について確認を行い、その結果を内閣府地方創生推進室に集約することにより、特定機関の基準に適合しているか否かの確認を行います。

(注) 斜字体については、確認申請時又は受入報告書提出時のいずれかにおいて確認します。

整理番号	① 基準	② 様式	③ 確認申請書の添付書類	③' 受入報告書提出時の添付書類	④ 確認方法	チェック欄		項目
						申請者	第三者管理協議会	
30	政令第17条第3号	様式第1号3(3)	有価証券報告書(作成していない場合は、会社法に基づく事業報告)		家事代行・家事補助の業務に係る事業を行った実績が3年以上あることが確認できる。			3年実績
31	政令第17条第4号イ	様式第1号3(4)イ	様式第1号3(4)イ		「無」の宣誓がある。			政令欠格
32	政令第17条第4号ロ	様式第1号3(4)ロ	様式第1号3(4)ロ		「無」の宣誓がある。			
33	政令第17条第4号ハ	様式第1号3(4)ハ	様式第1号3(4)ハ		「無」の宣誓がある。			
34	政令第17条第4号ニ	様式第1号3(4)ニ	様式第1号3(4)ニ		「無」の宣誓がある。			
35	政令第17条第4号ホ	様式第1号3(4)ホ	様式第1号3(4)ホ		「無」の宣誓がある。			
36	政令第17条第4号ヘ	様式第1号3(4)ヘ	別紙3		すべての項目に「無」の宣誓がある。			解釈欠格
37	政令第17条第4号ト	様式第1号3(4)ト	様式第1号3(4)ト		「無」の宣誓がある。 経産省を経由した警察庁組織犯罪対策部への照会回答により該当がないことが確認されている。			政令欠格
38	政令第17条第4号チ	様式第1号3(4)チ	様式第1号3(4)チ		「無」の宣誓がある。			
39-1	政令第17条第4号リ	様式第1号3(4)リ	様式第1号3(4)イ～チの役員欄		「無」の宣誓がある(ト欄については、経産省を経由した警察庁組織犯罪対策部への照会回答により該当がないことも確認されている)。			解釈欠格
39-2			別紙3の役員欄		「無」の宣誓がある。			
40	政令第17条第4号ヌ	様式第1号3(4)ヌ	様式第1号3(4)ヌ		「無」の宣誓がある。 経産省を経由した警察庁組織犯罪対策部への照会回答により該当がないことが確認されている。			政令欠格
41	政令第17条第1号	様式第1号3(5)①	様式第1号3(5)①		「無」の宣誓がある。 不正な手段により確認を受けたことが判明した旨の通知がされていない。 基準不適合通知を受けた後に外国人家事支援人材を雇用する行為が確認されていない。			指針欠格
42	政令第17条第1号	様式第1号3(5)②	様式第1号3(5)②		「無」の宣誓がある。			
43	政令第17条第1号	様式第1号3(5)③	様式第1号3(5)③		指針第6及び第7第4項の報告を怠る行為が確認されていない。			
44	政令第17条第1号	様式第1号3(5)④	様式第1号3(5)④		「無」の宣誓がある。 苦情相談窓口の設置及び苦情相談対応を怠る行為が確認されていない。			
45	政令第17条第1号	様式第1号3(5)⑤	様式第1号3(5)⑤		「無」の宣誓がある。 ①～④の不正行為の隠蔽目的で偽造・変造・虚偽の文書・図画を公使・提供する行為が確認されていない。			

(備考) 上記のほか、登記事項証明書、定款の写しにより、「1 機関に関する事項」の記載内容が真正であることを確認します。

【凡例】

政令: 国家戦略特別区域法施行令(平成26年政令第99号)

指針: 国家戦略特別区域家事支援外国人受入事業における特定機関に関する指針(平成27年9月9日 内閣総理大臣決定)

解釈: 国家戦略特別区域法第16条の3に規定する「国家戦略特別区域家事支援外国人受入事業」に係る解釈(平成27年11月12日 内閣府、法務省、厚生労働省、経済産業省)

5号業務: 国家戦略特別区域法施行令第15条第5号に掲げる業務